

別表第一の表二の第一の九のイ中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) あじあざりがに科

1 *Cambaroides japonicus* (ニホンザリガニ)

別表第一の表二の第二中(5)を(6)とし、(4)から(6)までを(4)から(5)までとし、同表の第二の(4)中(3)の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同表の第二の(4)に1の項として次の一項を加える。

1 *Astibie tsushimensis* (ツシマアサギ)

別表第一の表二の第二中(4)を(5)とし、(3)から(5)までを(3)から(4)までとし、同表の第二の(3)中(4)の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項の次に次の一項を加える。

2 *Lepisorus clathratus* (トヨタチウラホシ)

別表第一の表二の第二中(3)を(4)とし、(2)から(4)までを(2)から(3)までとし、同表の第二の(2)中(2)の項を4の項とし、1の項を2の項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 *Lomatogonium carinthiacum* (ヒメセンブリ)

別表第一の表二の第二の(1)の項として次の一項を加える。

1 *Comastoma pulmonarium* subsp. *sectum* (オウツクウソウ)

別表第一の表二の第二中(1)を(2)とし、(8)から(15)までを(9)から(16)までとし、(7)の次に次のように加える。

(8) なでしこ科

1 *Silene uralensis* (タカネソウ)

別表第三の第一中(8)を(9)とし、(5)から(7)までを(6)から(8)までとし、(4)の次に次のように加える。

(5) なでしこ科

1 *Silene uralensis* (タカネソウ)

別表第四の第一の一のイの(1)中(24)の項を(25)の項とし、(23)の項の次に次の一項を加える。

24 *Orychodactylus pyrrhonotus* (ホムラハコネキソウ)

別表第四の第一の三のイに次のように加える。

(2) こばんむし科

1 *Ityocoris cnicoides exclamatoris* (コバンムシ)

別表第四の第一の三中イをロとし、その前に次のように加える。

イ 甲虫目

(1) げんごろう科

1 *Cybisier chinensis* (ゲンゴロウ)

2 *Cybisier rugosus* (ヒメフチトウゲンゴロウ)

3 *Dytiscus marginalis czerskii* (エゾゲンゴロウモドキ)

4 *Gyrhoderus adamsii* (マルガタゲンゴロウ)

5 *Hydaticus pacificus conspersus* (オオイチモンジゲンゴロウ)

6 *Procladius vitatus* (オキナクスジゲンゴロウ)

別表第四の第一に次のように加える。

五 軟甲類

イ 十脚目

(1) あじあざりがに科

1 *Cambaroides japonicus* (ニホンザリガニ)

附則

この政令は、令和五年一月十一日から施行する。

農林水産大臣 野村 哲郎
環境大臣 西村 明宏
内閣総理大臣 岸田 文雄

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年十二月二十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百九十八号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第三十七号)附則第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令(平成二十三年政令第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「平成三十五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 岸田 文雄